8　接受国は、訪問部隊及び文民構成員が協力活動の実施のために必要とする施設、区域及び関連する役務へのアクセス並びにこれらのものの利用についての派遣国の要請に対処するために妥当な努力を払う。この協定のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の領域において軍事施設を設置するための根拠となるものと解してはならない。（第八条関係）

9　訪問部隊及び文民構成員は、接受国の部隊に適用される条件よりも不利でない条件で、接受国が所有し、管理し、又は規制する公益事業及び公共の役務を協力活動のために一時的に利用することができる。（第九条関係）

10　接受国は、派遣国の権限のある当局が訪問部隊の構成員及び文民構成員に発給した運転許可証等を公用車両の運転のために有効なものとして承認する。（第十条関係）

11　派遣国が与える専門的な、技術的な又は職業上の免許、証明書及び資格であって最新のかつ有効なものを有する訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国内で関連する自己の公務を執行することを認められる。訪問部隊の構成員又は文民構成員である医療専門家は、接受国の事前の同意を得ることなく接受国において公衆のための治療を行ってはならない。（第十一条関係）

12　訪問部隊の構成員は、派遣国が発する命令によって認められ、かつ、接受国が承認する場合には、協力活動の実施のために武器及び弾薬を所持し、及び携帯することができる。（第十二条関係）

13　訪問部隊の構成員は、自己の公務を執行する間、自己の制服及び防衛隊の記章を着用することを許される。（第十三条関係）

14　訪問部隊は、接受国において協力活動を実施するため、接受国が決定する手続及び要件に従い、派遣国の責任において武器、弾薬、爆発物及び危険物を輸送し、保管し、及び取り扱うことができる。（第十四条関係）

15　接受国は、訪問部隊の構成員及び文民構成員の個人情報を保護するために適当な措置をとる。各締約国は、自国の法令等に従い、この協定に従って他方の締約国が伝達する全ての秘密情報を保護するため等の適当な措置をとる。（第十五条関係）

16　訪問部隊の構成員又は文民構成員のために接受国が提供し、又は行う治療又は医療搬送は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、全費用回収の原則に基づくものとする。（第十六条関係）

17　訪問部隊及び文民構成員は、接受国の法令によって認められる範囲内で、自己の消費又は専ら訪問部隊若しくは文民構成員の公用のため、接受国において、資材、需品、備品及び役務の取得又は利用に対する租税その他これに類する公課について接受国の部隊に適用される条件と同等の条件で当該資材、需品、備品及び役務を取得し、又は利用することができる。（第十七条関係）

18　各締約国は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、自国の利用可能な資源の範囲内で、協力活動への参加のための自国の費用について責任を負う。（第十八条関係）

19　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国及び適用可能な場合には派遣国の外国為替に関する法令の適用を受ける。（第十九条関係）

20　両締約国は、環境、文化遺産及び先住民の遺産並びに人の健康及び安全の保護に適合する方法によりこの協定を実施する。（第二十条関係）

21　派遣国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、派遣国の法令によって与えられた全ての刑事及び懲戒の裁判権を行使する権利を有する。裁判権を行使する権利が競合する場合には、派遣国の当局は専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪等又は公務執行中の作為若しくは不作為から生ずる罪について、接受国の当局はその他の罪について、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。両締約国の当局は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の逮捕及び裁判権を行使すべき当局へのこれらの者の引渡しについて相互に援助する。（第二十一条関係）

22　派遣国の警務隊は、必ず接受国の当局との取決めに従うことを条件として、かつ、接受国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、訪問部隊の構成員の間及び派遣国の法令によって権限を与えられている場合には文民構成員の間の規律及び秩序の維持に必要な範囲に限るものとする。（第二十二条関係）

23　各締約国は、自国が所有し、かつ、自国の部隊又は文民要員が使用する財産に対する損害及び自国の部隊の構成員又は文民要員が公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡について、当該損害又は当該負傷若しくは死亡がこの協定に基づく協力活動によって生じた場合には、他方の締約国に対する全ての請求権を放棄する。公務執行中の訪問部隊の構成員又は文民構成員の作為又は不作為等であって、接受国において第三者の財産に損害を与え、又は第三者を負傷させ、若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が処理する。（第二十三条関係）

24　両締約国は、公用車両又は派遣国が所有する船舶若しくは航空機等が関係する接受国における事故又は事件に関し、それぞれの国内的な要件に従い、相互に協力して必要な行政上の調査を行うための手続を定める。（第二十四条関係）

25　各締約国は、他方の締約国に対し、接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の死亡を遅滞なく通報する。（第二十五条関係）

26　両締約国は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に与えられる特権の濫用等を防止し、並びにこの協定により訪問部隊の構成員及び文民構成員に課される義務の適切な履行を確保するために協力する。（第二十六条関係）

27　この協定の実施に関して相互間の協議を必要とする全ての事項に関する両締約国間の協議機関として、合同委員会を設置する。両締約国は、この協定を実施するため、合同委員会を通じた両締約国間における協議の後、取決めを行うことができる。（第二十七条関係）

28　この協定の解釈又は実施に関する紛争は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、両締約国間の協議及び交渉によってのみ解決する。（第二十八条関係）

29　この協定は、両締約国がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。（第二十九条関係）

30　派遣国は、第二十一条の規定のうち逮捕及び引渡し等についての援助に関するものの実施に当たり、この協定に従い、接受国の領域的管轄権の合法的な行使を妨害してはならない。両締約国は、同条に規定する逮捕及び引渡しについての援助がこの協定の効力発生の時に有効な適用可能な国際協定に基づく自国の義務に反するといずれかの締約国が認める場合には当該締約国の当局は当該援助を提供する義務を負わないことを相互に決定する。（附属書関係）